

平成26年8月豪雨災害に係る 診断書・証明書等文書料の減免について

この度の災害で被災された方につきましては、心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い再建をお祈り致します。

当該災害の緊急対策として、下記のとおり、診断書・証明書等文書料が減免になります。

対象者	全壊・大規模半壊の被害を受けた方 半壊・床上浸水・一部損壊の被害を受けた方 * 「床上浸水・一部損壊」 損害割合10%以上20%未満
減免内容	診断書、証明書その他これらに類する文書の料金の全額
対象期間	被災した日から平成27年3月末までの申請
必要書類	り災証明書（原本）

対象の方は、丹波市が発行する、り災証明書（原本）をご持参いただき、**総合受付「1番」窓口**へお越し下さい。

※り災証明書発行前に文書料を支払って手続きを行った方

り災証明書（原本）と印鑑をご持参いただき、**総合受付「1番」窓口**へお越し下さい。全額還付します。なお、還付は銀行振込（ゆうちょ銀行を除く）となります。予めご了承下さい。

兵庫県立柏原病院長